

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內 東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (二 月 五 月 十 二 月) 發 行

東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 四 號

昭 和 十 六 年 十 二 月

支那の田賦整理と土地陳報……………	經濟學博士 八木芳之助
佛印に於ける信用と其の性格……………	經濟學博士 松岡孝兒
英米外匯平準基金の對法幣政策……………	十龜盛次
中晚唐時代に於ける燉煌地方……………	文學博士 那波利貞
佛教寺院の碾磑經營に就きて……………	文學博士 笠原伸二
古來支那に於ける社會政策の……………	文學士 笠原伸二
經費に就きて……………	文學士 笠原伸二
滿洲合作運動の發展と交易場の歸趨……………	經濟學士 岡倉伯士
華人紡績の經營に於ける問題……………	經濟學士 西藤雅夫
宋代貨幣攷……………	經濟學士 穗積文雄
支那紡績労働請負制度の發達……………	經濟學士 岡部利良
支那近代工業の性格……………	經濟學士 菊田太郎

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

英米外匯平準基金の對法幣政策

十 龜 盛 次

一 外匯平準基金の内容（英國側）

目今法幣の對外價值を維護せる外匯平準基金——法幣安定基金は英米兩國が夫々重慶政權との合作に依て組織せる二個の基金を組合はせたるものである。

先づ英國側の平準基金を瞥見すると、一昨年三月二十九日に制定せられたる「支那通貨安定條例」(China Currency Stabilisation) Act, 1939——「支那法幣の磅價值の不當なる變動を抑制する基金の設定を幫助せんとする法令」——を根據として英支合作を以て組成されたものである。同條例の内容は「英國の商業的及金融的利益を保護する爲めに支那法幣の磅價值の不當なる變動を抑制する基金設定を幫助するを便宜」とするに因り大藏省は英國側銀行の基金釀出金五百萬磅に對し元利の保證を爲し得る旨を規定せる二ヶ條より成るが、「基金に關する協定」(Arrangements)に於て仔細に本基金の内容及運用を規定して居る。是に據れば中英外匯平準基金の梗概は

(一) 匯豐銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Corp.)・麥加利銀行 (Chartered Bank of India, Australia

英米外匯平準基金の對法幣政策

第一卷 八一三 第四號 五三

and China) 並に中國銀行・交通銀行は一千萬磅の法幣安定資金を設定し、倫敦に於て磅を以て夫々左記金額を醸出する。

中國・交通兩行五百萬磅、 匯豐三百萬磅、 麥加利二百萬磅

(ロ) 本基金は専ら法幣の賣買其他法幣の磅價値の不當なる變動を抑制するに必要なる爲替操作の爲めに運用せらる。

(ハ) 本基金の運用は之を五名の委員より組織せらるゝ運用委員會 (Management Committee) に委任する。

支那銀行は二名、匯豐及麥加利は各一名の委員を任命し、他の一名は大藏省の承認を得、且英國銀行の同意を得て支那政府の任命する英國人専門家とする。

委員會は法幣對磅價値の不當なる變動を抑制する目的を達成する爲めに最も適切なる政策を日々決定し、基金運用に關して操作銀行に指針を與へる義務を有する。

の如きものであつて、基金運用委員會が専門家委員として國民政府財政顧問 Cyril Rogers を迎へて事實上英國側の機關化し、且法幣價値維護の操作は重慶の中央銀行より香港の運用委員會に移り——委員會の指揮に従つて上海の匯豐・麥加利兩行が實際操作を爲す——法幣の價値維護は英支の合作と化したのである。

中英平準基金成立後一時八片臺に法幣を釘付するを得たが、一昨年初より支那の貿易狀態は著しく惡化し、輸入の増大に反して輸出は伸暢せざりし爲めに入超額は甚しく膨脹したので、基金は須臾にして大半の外貨を喪失し、委員會は數次外貨賣を停止するの餘儀なき破目に陥りて法幣は釣瓶落の慘狀を呈した。斯くして基金成立後

三ヶ月を出でずして早くも破局に當面し、價值維護政策の失敗を暴露したのである。¹⁾

爾後重慶政府に外貨補充——法幣維護の能力なきは勿論英國も對獨戰爭に總力を傾倒せざる可らざるに至りし一方法幣は日と俱に増發されたので、平準基金は僅に餘喘を保てるに過ぎざる貌と化り、法幣は崩壞の一路を辿る斷末魔となつて米國の救援が到來した。而して老獪なる英國は米國の援蔣政策が頻りに推進されると、是に呼應追隨して復た法幣援護政策の用意ある旨を發表した。即ち舊臘外務次官バトラーは議會に於て一議員の質問に答へて「米國政府は十一月三十日、支那政府に對し支那通貨當局の利用し得べき米國弗資産の強化及其他の目的の爲めに、多額のクレジットを供與すべき意圖を宣明した。英國政府としては支那との金融經濟關係の重要性に鑑み、同國に更に金融的援助を興ふる事に決定した。勿論磅地域の緊急なる戰時的必要の爲めに金及弗資産を確保しなければならぬから、支那に對して米國弗に換ふるを得べき磅を供與する事は出來ない。然れど若し支那に於て保有する磅が磅地域内に於てのみ使用せらるゝ事を確保する適當なる協定が出來るならば、政府は原則として支那安定基金に五百萬磅の前貸を爲し、且關係屬領諸國の同意あるに於ては五百萬磅を限度として磅地域内の如何なる處にても物資購入に利用し得るクレジットを供與する準備がある。此決定は支那政府に通告し、クレジット供與の可能性の倚賴する豫備的・技術的協定に就て速かに商議すべく依頼した」と述べ、米國の驥尾に附して涸渴せる法幣平準基金に更に五百萬磅を注ぎ込む決意を披瀝したのである。

其後本年四月二十五日に後項細説せるが如く、米支間の法幣平準基金設定が成立すると、右に關する英支間の協定も同日に米國に於て調印せられ、ハリファックス駐米大使は「一九三九年に支那法幣の磅價値の不當なる變

1) 拙稿、「法幣の法定相場、市場相場及商業相場」經濟論叢、第五十一卷、第四號。

動を抑止する爲めに基金を設定し、其中五百萬磅に就て大藏省は支那通貨安定條例に據り保證を爲せし事並に昨年十二月政府は更に同一目的の爲めに支那政府に對して五百萬磅を利用せしめるに決定した事は記憶せらるゝであらう。此提案を實行に移す爲めに技術的方法に關して協議進行中であつたが、本日華盛頓に於てフレデリック・マキリップスと宋子文とに依て調印せられた一の協定成立に結實した。這是英國と支那との間の通貨的協同の方面に於て更に一の重要な階梯を成すものであり、且兩國間の親善關係を表徴せるものである。此協定は米國財務長官と宋子文とに依て宣言せられたる通り、本日米國と支那との間に調印せられ、支那が米弗——支那元安定基金を設立し、米國が五千萬弗の金額迄法幣を買入るゝ事を含む協定と密接に並行するものである……」と發表して對獨戰爭に總力を傾倒せる裡に在て、法幣價值維護を米國の獨舞臺とせず、一部の役割を演ずるを忘れなかつた。

斯くして當初、匯豐・麥加利の二銀行が元利政府保證の下に五百萬磅、中國・交通の二銀行が共同して五百萬磅を夫々醸出したる一千萬磅を以て成立した中英外匯平準基金は英國政府の newly 醸出せし五百萬磅に依て甦生する事となつたのである。

二 外匯平準基金の内容（米國側）

米國は法幣出現後數次に互る米支銀協定を締結して紆回的援助を行ふたのであるが、事變後英國の使喚に乗つて逐漸援蔣反日的態度となり、遂に蔣政權に對し復興金融會社の仔銀行たる輸出入銀行の手を経て中央銀行保證

の下に一九三八年十二月五日二千五百萬弗の第一次借款、一九四〇年三月七日二千萬弗の第二次借款、同年九月二十五日二千五百萬弗の第三次借款を供與し、孰れも所謂「易貨形式」(第一次は桐油、第二次は錫、第三次はタングステンの對米輸出代金を以て逐次返濟)を採擇した。而して是等合計七千萬弗の借款は直接的には重慶政府が抗戰資材を米國より購入する資源に充當せられたものであるが、同時に米國當局の發表せしが如く、「現下の外國爲替上の急需に對應すべく支那を援助する爲め」のものであるから、間接的に法幣援護の役割を勤めた事となるのである。

昨年日華基本條約の調印を見るや、十一月三十日に大統領は更に進むて一億弗の第四次借款を供與すべき旨を發表した。大統領の同日付聲明書の要綱は「米支兩國間の金融的協同の方面に於ける商議が進捗しつゝありて支那政府に對する一億弗の信用供與が考慮せられつゝあり。此中一般的目的の爲めの五千萬弗のクレヂットは政府に於て既に決定したるが米支通貨間の貨幣的維護及管理の目的の爲めの爲替安定資金より貸與する五千萬弗に就ては議會の關係委員と協議中である。財務長官は月曜日午後上下兩院關係委員會の合同會議に出席し、中央銀行との通貨安定協定に關する提案に就て注意を喚起する筈である」と云ふに在り。而して爲替安定資金より供給せらるゝ五千萬弗に就ては十二月二日上院の Banking and Currency Committee, 下院の Committee on Coinage, Weights and Measures の滿場一致の承認を得たので、第四次援蔣借款一億弗は成立した。

該の借款は一半は復興金融會社が輸出入銀行を通して供給シタングステン鑛・アンチモニー及錫の買入代金を以て順次決濟さるゝ「一般的目的」を有する點に於て形式上、運用上従前のもと同様であるが、他半は米國爲

替安定資金——“Exchange Stabilisation Fund”——（運用資金二十億弗中金十八億弗）中より撥付せられて法幣平準の用に供する「Monetary protection and managementの目的」を有する點に於て全然本質を別にし、モーゲンソー財務長官が十二月二日新聞記者團に「今回の新借款は法幣安定に關し米國としては新らしき政策の開始である。從來戰爭下に在る國の通貨を支持する爲めに米國の資金を使用した事はなかつた……」と述べた如く、米國が「易貨方式」に依る前貸的借款を行ひ蔣政權の經濟的抗戰力を補強して間接的に法幣價值維護を幫助し來つた遺方を竿頭數歩を進めて直接的法幣援護の舉に出でた點に於て重要な意義を有する。

尤も米國の爲替安定資金は法幣を買入れて間接的に之が支持を爲せし事がある。即ち一九三七年七月十四日の支那との安定協定に基き安定資金は中央銀行に對する金擔保貸付の形式にて法幣を保有する事となり、一九三八年末現在に於て、四八・六五七千元を算した。昨年末現在に於ても資産側“Due from foreign banks”の項目下に“Central Bank of China (secured deposits)”として一九・一一七千米弗——法幣六五・〇一六千元を計上し、一九・三七九千米弗の金が擔保となつて居り、同一相場を以て支那が買戻を爲す條件である。「安定資金は戰時狀態の爲めに事實上操作を停止し、外國通貨の持高は磅二、九八〇弗、ベルガ五〇五弗、フラン一七弗、計三、五〇〇弗に過ぎず」、中央銀行同様金擔保にて Banco do Brazil に對して貸付けたるものも五百餘万弗に止れるに想到すると米國の援蔣態度の香ならざるを窺知する事が出来る。

叙上第四次借款は一半の易貨方式分の實行のみにて、他半の法幣直接援護分は姑く其儘に置かれたが日ソ條約が成立すると遂に表面に推出され、本年四月二十一日モーゲンソー財務長官は宋子文及胡適駐米大使と會見後、

「米國は爲替安定資金中より五千万弗を割きて、之を法幣安定基金として蔣政權に供與する事となつた。是に關する協定の調印は今週中に行はれる豫定である。右五千万弗の借款供與は米國が昨年十一月三十日輸出銀行を通じて五千萬弗の追加借款を許與せし際、更に別個の五千萬弗を法幣安定基金として蔣政權に提供する事を考慮中であると發表したものが實現したのである」と公表し、越て四月二十五日宋子文とモーゲンソーとの間に協定が調印され、翌二十六日兩者は共同宣言を發表した。曰く

「米國と支那との間の通貨的協同の方面に於て、五千萬米弗の金額迄米國爲替安定資金が支那法幣を記入する事を含む協定の調印に依て他の重要な歩武が進められた。此協定は兩國の受諾し得べき條件の下に支那が米國弗——支那元の安定基金を設定する事を規定して居るのであつて、此基金の資源中には法幣買入に依て米國より得たる弗と更に支那政府銀行の醸出する二千萬米弗とを含む。

這是基礎的自由を確保すべく種々の方法に於て協同せる友好國民間の共同的協定であり、關係通貨間の連繫を安定せしむる明瞭なる目的以外に參加國の福祉を培養する上に一の重要な要素となるであらう。

支那は一九三九年に設定せられた現存の中英安定基金の外に、更に通貨安定の爲めに五百萬磅を供給せらるゝ協定を英國大藏省と締結した。此協定は米支間の協定と密接に並行するものである。

是等の安定基金は支那が創設せむとしつゝある五名の委員會 (five-man board) に依て管理せらるべく、委員會は三名の支那人、財務長官の推薦に依て支那の任命する一名の米人及英國大藏省の推薦に依て任命せらるゝ一名の英人より成るものである²⁾。

斯の如くして法幣の對外價值を維護する支柱は左の二個の安定基金より成るに至つた。

(一) 英國側のもので、一昨年三月に設定せられた一千萬磅の平準外匯基金が資金の涸渴で失敗に了り、最早や積極的の役割を演じ得ざるに至つた爲めに英國政府が更に五百萬磅を追加して甦生せしめた。

2) 拙稿「英米の援蔣借款政策」、『エコノミスト』昭和十六年九月廿二日號。

(二) 米國側のもので七千萬弗を以て新に設定せられ、米國は爲替安定資金より五千萬弗を撥付して法幣を買入れ、支那政府銀行は二千萬弗を醸出したとの事であるが、是に關する米支協定の内容は發表せられないので、基金の詳細は不明である（此外米國爲替安定資金は一千九百餘萬弗を中央銀行貸付の形式として法幣を買入れて居るので米國の援助資金は七千萬弗に垂たるものがある）。

而して右兩種の安定基金は、並行的に密邇なる聯繫を保持し、支那側三名、英國側一名、米國側一名より成る平準委員會 (Five-man Board) の共同管理の下に置かれたのであつて、支那側は貿易委員會主席陳光甫、中央銀行業務局長席德懋、中國銀行上海分行總理貝淞蓀を出し、英國側は當初中英平準基金運用委員會の専門家委員たりし Cyril Rogers を出だしたが、英米資産凍結後の上海爲替市場統制策に關して米國側と意見の齟齬を來たしたので、香港政府經濟顧問に任せられ、同地に於ける凍結資産關係事項を處理する事となりたるを理由に退任し英國極東財務官 E. L. Hall Patch が是に代つた。米國側は關稅調查委員 (U. S. Tariff Commission) たる A. Mannel Fox — alternate member として財務省通貨研究課の Principal economist たる William H. Taylor — を出だして茲に平準委員會は重慶及び香港に成立し、英國側基金の運用委員會は解消を告げたのである。

舊平準基金の擴充と新平準基金の設定とは法幣對外價值維護の歴史に更に一時期を劃するものであつて、重慶政府より英國へ、更に英米共同へと移行し、其重荷は英米双方にて擔ふ事となつたが、米主英従たるは謂ふを俟たない。米國財務長官が去五月八日下院の通貨關係委員會に出席して爲替安定資金及弗の金含有量決定に關する大統領の權限を一九四三年六月三十日迄二ヶ年間延長する法案に關聯せる説明を試みたる末段に於て「支那との間

に締結せられたる此安定協定は其貨幣問題並に傀儡的通貨 (puppet currencies) との闘争に於て、支那に多大の援助を與ふる事となるべく、實際極東に於て此協定の成立を知つた丈けで (mere knowledge) 支那の monetary position に若干の支援を與へる事となるのである……」と喝破したのは雲烟過眼するを得ない所であつて、茲に傀儡的通貨とは北支聯合準備銀行の聯銀券、南京中央儲備銀行の新法幣を指すのは言を須ひないのであるから、是等通貨と法幣との「闘争」を援助するとの米國當局者の宣言は意味深きものあるを覺える。

三 米國の資産凍結と法幣

法幣對外價值維護の二本柱が打樹てられ、之を共同的に操作する平準委員會は重慶、香港に成立したが、當初暫くの間は何等積極的に動く所がなかつた。米國側の委員フォックス並に補佐役たるテラー博士は支那に漣つて重慶・上海・香港の間を往復し、實際の情形を調査研鑽するに日を過ごした。從て市場には影響を與ふるに至らず法幣の頽勢は依然たるものがあつた。

然るに七月二十六日米國が日支兩國の在米資産に對して凍結管理を斷行し、英國が是に追隨すると、舞臺は忽ち一轉して平準委員會は新方面に活動を開始するに至つた。即ち米國は日支兩國を凍結管理の對象たる封鎖國中へ編入したのであるが、是に關する白堊館の聲明に據れば、日本に對する凍結管理の目的は主として(イ)米國の金融的便宜及日米間の貿易を國防及米國の利益に有害なる方法にて利用するを防止し、(ロ)不法侵略又は勝利に依つて獲得したる財産を米國內にて清算するを防止し、(ハ)米國內に於ける破壊的活動を抑制するに存するに反し、

支那に對しては「蔣介石の特別要請に基き、且支那政府を援助する目的を以て、同時に米國に於ける支那の財産を凍結管理する事とした。支那財産に關する特許制度の運用は、支那政府の外國及爲替貿易狀態を強化する目的を以て爲さる可く、支那政府の希望に基きて大統領令に支那を含ませしめたのは支那を援助する米國政府の政策の繼續である」として居る。日本に對しては經濟斷交一步手前迄進めるに反し、支那に對しては外國貿易及爲替狀態を強化して之を援助するに在りて、其目的が黑白全く相異せるを知らねばならない。而して支那を封鎖國に列入せしめたる理由に關して支那側の續説せる所に聽けば、或は「中國資金を凍結したる理由を約言すると下列數點に外ならない。(イ)米國政府が中國在米の資金を凍結したる後は、中國資金が米國と中國以外の區域とに流入するを阻止すべく、(ロ)中國政府をして其人民所有の資金に對して統制の權を有せしむ。(ハ)此舉は日人が中國法幣を利用して外匯を套取するを防止するに足る」と言ひ、或は「中國資金を凍結したる理由は約下述兩點にあり。(一)資金逃免の防止——中國在米資金は自ら軸心國が之を利用するの便利なく、亦米國々防其他の利益に違反して用ゆるに至らない。況んや此舉は中國政府の請求する所に係るものであるから、其主要目的は乃ち中國資金の逃避を防止するにあり。即ち中國の國家及私人在外資金は米國の嚴格なる管理の下に在て中國國民政府及中央銀行をして、一般的特許の下に在て其資金に對し無制限の全部統制を行はしめる……(二)日本の套匯防止——日本は淪陷區内に在て「以戰養戰」の政策を採取し……一方に用ひて以て米國の外匯を換取して居ることは其一である。中國政府が上海に在て平準基金を以て黒市を支持し、英米の貿易利益を顧全してより後は日本側に於て得る所の法幣を以て扨吸して居る……一九三九年、中英平準基金の失敗は蓋し此に在り。今年四月、英米支が更に九

3) 陳鳳書「中國資金被凍結後的檢討」『申報』民國三十年九月十九日號。

千萬弗の平準基金を成立せしめたが、若し運用技術が不慎であらば勢ひ過去の轍を履む事となるは其二である：⁴⁾」と述べ、共に資金の逃避と日本側の法幣に依る外貨奪取とを防止するを主眼と做して居る。勿論是等の所論は支那式詭辯の域を脱せざるが、米國は支那に於ける日米經濟戰の一武器として振鬚したものである事は炳かである。

遮莫米國は「支那財産に關する特許制度の運用は支那政府の外國貿易及爲替状態を強化する目的を以て爲さるべし」との前掲聲明に基き、七月二十六日支那に對して五個の「一般的特許」(General License)を發給したが就中法幣に關聯して重要なるものは下列の二者である。

(甲) 「一般的特許」第五十八號 (General License No. 58)

滿洲を除く支那と米國との間の正常貿易を許可せし基本的特許であつて、日本と米國との貿易は完全に封鎖せられたるに反し、支那は瑞典・西班牙・瑞西・ソ聯等と共に最も優遇せられ、實質上凍結外に置かれたのである。

(1) 米國と滿洲を除く支那との間の商品の輸出入に關聯して通常生ずべき總ての取引を特許する「一般的特許」を發給する。但下記の條件に遵ふを要する。

(イ) 此種取引は支那以外の封鎖國又は滿洲國內の居住者又は支那以外の封鎖國の國民にして支那内に居住せざる者に依て又は其等の爲めに又は其等の指圖に遵ひて爲さるゝに非るもの。

(ロ) 此種取引は支那以外の封鎖國又は滿洲國內の居住者又は支那以外の封鎖國の國民にして支那内に居住

4) 盛克中「美英荷印凍結中日資金之分析」中央銀行月報第十卷第八號。

せざる者が本大統領令の發効日以後利益を有する財産に關係を有せざるもの。

(ハ) 米國內の銀行業者が本特許に基く輸出入に關聯して信用狀を發行し、又は信用狀に基きて手形の引受若くは支拂を爲し、又は其他の支拂若くは信用の移轉を爲すに先だち此種取引は善意の輸入又は輸出にして日常商取引に慣習的のものであり、輸入又は輸出の價額は此種取引の金融に含まれたる金額と適當に合致せる事、並に是等の輸入又は輸出は本特許の總ての條件に遵ふて爲さるゝものなる事を確認しなければならぬ。

(2) 本特許に依て許可せられたる取引を爲す米國內の銀行業者は此種取引の詳細を記載せる月報を遲滞なく聯邦準備銀行に提出するを要する。

(3) 一九四一年六月十四日現在及其以降支那に於て營業を爲せるに非れば「支那内」に居住せる者と認めな

5。
(2) 「一般的特許」第五十九號 (General License No. 59)

更に支那に於て營業せる米・英・蘭及ソ聯系銀行十四行を「一般的特許國民」(Generally licensed nationals)——封鎖國の國民に非ずして米國內の Person として認めらるゝもの——として滿洲を除く支那と米國・中南米共和國・大英帝國・ソ聯及蘭領東印度との間の貿易金融を爲すの特許を與へた。日本の在支銀行が是等取引を爲すには一々關係國政府の許可を要し、然らざれば關係資産の凍結の對象となるので、茲に支那に於ける外國貿易に關しては英米系と日本との間に劃然一線が描かれ、日本は支那と所謂第三國との間の貿易に直接干與するを得

なるに至つた。斯の如き重要な意義を有する本特許の内容は下列の通りである。

(1) 下記銀行の支那に在る店舗に對し「一般的特許國民」としての特許を發給する。

Chase Bank (大通) National City Bank of New York (花旗) Underwriters Bank of the Far East (友邦)
American Express Co. (美國運通) Moscow Narodny Bank (莫斯科國民) Thomas Cook & Son (通
濟隆)
Hongkong & Shanghai Banking Corp. (匯豐) Mercantile Bank of India (有利) David
Sassoon & Co. (老沙遜洋行) E. D. Sassoon & Co. (新沙遜洋行) E. D. Sassoon Banking Co. (沙遜
銀行)
Chartered Bank of India, Australia & China (麥加利) Nederlandsch Indische Handels-
bank (安達) Nederlandsche Handel Maatschappij (和蘭)

(2) 本特許は上掲銀行の何れの店舗にも滿洲を除く支那と次記の何れかとの間の輸出入及通常是に伴つて生ずべき取引を金融する權限を附與する。

(イ) 米國 (ロ) 中南米共和國(二十一ヶ國) (ハ) 大英帝國 (ニ) ソ聯 (ホ) 蘭
領東印度

但本特許は封鎖勘定 (Blocked account) よりの支拂、移轉若くは引出を許可するものでない。更に上記銀行の店舗が本特許に基く輸入又は輸出に關聯して信用狀を發行し、又は信用狀に基く手形の引受若くは支拂を爲し、又は其他の支拂若くは信用の移轉を爲すに先だち、此種取引は善意の輸入又は輸出にして、日常商取引に慣習的のものであり、輸入又は輸出の價額は此種取引の金融に含まれたる金額と適當に合致せる事並に是等の輸入又は輸出は本特許の總ての條件に違ふて爲さるゝものなる事を確認しなければならぬ。

(3) 本特許は「封鎖國表」(Proclaimed List of Certain Blocked Nationals) 中に記載せられたる者に依て又は其爲めに又は其指圖に基きて爲さるゝ取引を許容するものでない。

(4) 米國內の銀行業者にして上掲銀行の店舗の勘定より支拂、移轉又は引出を爲す時は、取引の詳細を記載せる月報を遅滞なく聯邦準備銀行に提出するを要する

尙「一般的特許」第六十一號は米國外にして支那以外の封鎖國內に在るに非る中國・交通及中國農民の三銀行の店舗に對しても「一般的特許國民」としての特許を與へ

(1) 封鎖國內に在るに非る者の指圖に従ひ、又は其勘定を以て是等店舗の爲す取引は専ら是等店舗の勘定を以て爲す取引と同一範圍同一事情の下に之を許可する。

(2) 滿洲を除く支那と米國・中南米共和國・大英帝國・ソ聯及蘭領東印度との間の輸出入貿易の金融を爲すを許可する。

事とし、更に「一般的特許」第六十號を以て重慶政府及中央銀行を、又同第六十二號を以て China Defense Supplies Inc. (武器貸與法に基き米國が支那に供給する武器類を取扱ふ米支合辦機關) Universal Trading Corp. (貿易委員會直屬の富華貿易公司の在米代理機關) 及中國銀行紐育支店を夫々 "Generally licensed nationals" とし、重慶政府は特に「封鎖國に非るものとして」認めらるゝに至つた。

叙上の如く米國政府が日支兩國を凍結國に加へると、英國政府も亦た其聲に倣ひて七月二十六日、日本資産を凍結し、二十九日「中國政府の請に應じ並に中國財政地位を協助」する爲め支那資産を凍結し、支那に對して一

種の特許を與へたのである。

上掲の如き英米兩國の資産凍結に依て國際的性格を矜持し、自由を誇負した上海市場が種々の方面に於て影響を蒙り制限を受くるに至つたのは見易き理であり、凍結實施後暫くの間は平準基金が如何なる對策を講ずるや不明であつたので先行不安に爲替市場は混亂を呈して法幣は軟調急なるものがあり、八月八日には遂に三片臺割を演ずるに至つた。

	對 英	對 米
七月二十四日	三片二三三三五	五弗三四三七五
二十六日	三片一四〇六二五	五弗一八七五
三十一日	三片一二五	〃
八月五日	三片〇六二五	五弗一二五
八 日	二片八四三七五	四弗七八一二五
十八日	三片〇三一二五	五弗〇三一二五

四 平準委員會の對法幣第一次工作

資産凍結實施後、平準委員會は急速に對策を樹てず、袖手して傍觀せる貌であつたので、先行不安に驅られた「投機商人の作祟に由り上海黒市は暴縮を致し、奸商此に藉て物價を擡高せしめ、人民の生活大に威脅を受くるに至つたので」平準委員會も漸く活動を開始し、重慶政府の請を容れて重慶・上海方面の外匯情形を更に調査研究の後、愈平準工作に乗出すに決定し、八月十八日より公定相場 (Official rate) と公定市場 (Official market) と

を設定する舉に出で、法幣に對する基礎政策を採擇した。即ち「一般的特許」を發給せられたる特許銀行を通じて合法貿易を經營する輸入業者に對し對米五弗三二二五（五弗十六分の五）及對英三片一五六二五（三片三十二分の五）の公定相場を以て爲替を供給する事としたのであつて、平準會が此步驟を開始するに先だち上海外商銀行に發したる通告に曰く。

「一九四一年八月十八日より平準基金委員會は米弗現貨に對し五弗三四三七五の相場を以て米國財務省第五十九號（外商銀行十四行關係）及第六十一號（中國・交通・農民三行關係）の一般的特許に依り特許せられたる各銀行に爲替を供給し、以て對支合法輸入貿易を經營せしめる。此外國爲替の結售は必ず一般的特許第五十八號（支那と英・米・ソ聯及蘭印との貿易關係）規定の條件に吻合するを要する。若し上段指定の各行が是等結售の外國爲替を補進するを要する時は各該行の香港所在辦事處又は代理所より香港匯豐銀行内の本會臨時辦公所に申請書を提出し、且下記條件を記載せる文書を呈遞すべきものとす——本行或は代理所は茲に申請者を代表し、二週間以内に貴會に向て適當に署名捺印せる三聯申請書を提供すべし。若し將來貴會に於て賣却せし外國爲替が第一段に規定せる各種輸入業以外に用ひられ、又は一九三九年七月四日中國海關公佈及其後修訂増加の輸入禁止條例に規定せる商品の輸入に用ひられたるを發現せば該外國爲替を賣戻す事に同意す——」と。

由是觀之、新平準委員會の對法幣政策は舊平準委員會の其れと根本的に相異して居るのであつて、米國の資産凍結に伴ふ「一般的特許」を枠とし、重慶政府の禁輸不列入の合法輸入品に對してのみ公定相場を以て外國爲替を供給するを本質とし、從來の如き市場相場を以て使用目的並に對手の如何を論ぜず、無差別に外國爲替を賣却

せし制度とは黑白の相異がある。今更に此第一次平準工作の組立を分解すると三本の支柱を抽出する事が出来る。爲替供給目的の限定が其一であり、爲替供給銀行の限定が其二であり、法幣相場の公定が其三である。

第一の爲替供給目的の限定は資産凍結に基く一般的特許を外枠とする以上當然の措置であつて、第五十八號は滿洲を除く支那と米國との間の輸出入貿易を、第五十九號は滿洲を除く支那と米國・中南米共和國・大英帝國・ソ聯及蘭領東印度との間の特許銀行に依る貿易金融を特許して居るのであるから、爲替の供給を受くべき輸入業は夫々の特許條件に合致したる合法的のものたるを要する。一方重慶政府は民國二十八年七月四日「非常時期禁止進口物品辦法」を制定して多數商品の輸入を禁止して居るので、平準會の供給する爲替は前掲一般的特許に吻合し、且輸入禁止に非る商品の輸入に限定した譯である。

第二の爲替供給銀行の限定も亦た一般的特許の枠内にて操作する以上、當然の結果であつて、合法的貿易に金融を與へ得る銀行は、第五十九號に基く英・米・ソ聯及蘭系十四行と第六十一號に基く中國・交通・農民の三行である。中央銀行も第六十號に依り「一般的特許國民」たるの特許を受けたが、同行は支那人の外匯資産の解封を主辦し又た農民銀行は本質上爲替銀行に非るを以て外國爲替業務は中國・交通兩行に集中辦理する事となつた。斯くして平準委員會が合法貿易の爲めに爲替を供給する銀行は外商銀行十四行と中國・交通の二行とに限定され、一般の華商銀行は特許を有せざるが故に中國又は交通銀行に依頼し、日本側銀行は埒外に置かれた。而して合法的貿易を經營する輸入業者は所要の外國爲替の供給の特許銀行に仰ぐ場合には、先づ輸入商品の明細を填具せる申請書を銀行に提出し、銀行は該申請書の末尾に「若し平準會に於て此處に述ぶる所の輸入品と該申請書中

に述ぶる所のものと合せざるを發現せば弊行は輸入品に供給する爲めに平準會より得たる外國爲替を購入時の相場に依照して全額を平準會に賣却すべし」との保證文言を附記して之を平準會に轉遞する。平準會は仔細に審査の上、禁輸不列入の必需品を更に三類に分ち、最重要品に就ては全額を、次要及再次要品に就ては情形を斟酌して一部を供給し又は全部を拒絶するのである。

第三の法幣相場の公定は對策の核心を成すものであつて、平準會は前顯申請を認可すれば對英三片一八七五、對米五弗三四三七五の相場を以て爲替を申請特許銀行に賣却し、特許銀行は更に之を對英三片一五六二五、對米五弗三一二二五の相場（之が匯豐銀行掛牌價值）を以て輸入業者に供給し、兩者の差額〇・三一二五（三十二分の一）を手數料（佣金）として收得するのである。該の特許銀行が輸入商に供給する相場は「公定相場」であつて、大體上海に於ける過去二十ヶ月間の市場相場の平均率を採つたものであるから、凍結前後より落潮滔々たりし市場相場に比し聊か高位に置かれ、實施當日の八月十八日に就て觀れば左の如き開きがあつた。

	市場相場	公定相場
對 英	三片〇三一二五	三片一五六二五
對 米	五弗〇三一二五	五弗三一二二五

斯くして特許銀行は輸入商と平準會との中間機關として、一定の手數料を收得して爲替供給の適法性を保證する地位に立ち、事實上輸入商と平準會當局とは毫も關係なく、平準會の目光中に在て負責者たるは銀行のみとなつたのである。孰れにするも平準會は上海に公定相場及特許銀行のみを以て組織する公定市場を設定して法幣の對外價值を維護せむとした。此點に於て法幣政策は當に一新機軸を出したものであるが、公定市場外の黒市は容

易に消滅し得ないので、法幣の對外相場は一時「法定」「商業」(十月一日より廢止)「公定」及「暗盤」の四種に岐るゝの奇觀を呈し、重慶政府の通貨政策が支離滅裂せるを一層顯然たらしめた。

五 平準委員會の第二次工作

英米の共同操作に係る平準會の新たなる法幣維護政策が公定相場及公定市場の設定に依り「合法的輸入爲替の供給」を核心とする以上、一定額の基金を以て此目的を達成し、且過去に於けるが如き基金の涸渴を招來するの轍を踏まざる爲めには合法的輸入の範圍及爲替供給量を限局壓縮して爲替供給資源を出來得る限り飽延ばしにする一方、輸出爲替の集中を併行せしむるを必要とする。合法的輸入なるの故を以て無制限に爲替を供給するに於ては、本來巨額の入超を本質とする上海市場に在て所詮基金の涸渴を醸成せざるを得ないのである。嚴重なる核准主義を採りしは當然であらう。

然れど公定相場の威力は、核准主義に阻まれて豫期の如く發現せず、實施當日稍引戻した公定市場外の相場は「其後以前よりも放長甚だ動く一時人心混亂し、當初暗市場は無人問津であつたが、後一部の爲替を得たるのみにて輸入商の多くは如願以償する能はざるより再び黒市にて扒結し動搖を加へ」相場の脚取は左の如く頽勢を續けた。

	對 英	對 米
八月十八日	三片〇三一二五	五弗〇三一二五
十九日	二片九六八七五	四弗八一二五

英米外匯平準基金の對法幣政策

第一卷 八三一 第四號 七一

二十三日

二片七八一二五

四弗六七八五

三十日

二片九三七五

五弗

九月五日

二片八五九三七五

四弗八四三七五

斯の如く公定相場を他所に法幣の慘落せる理由として一論者の説ける所に聽けば、「(一)平準會は祇だ必需品に爲替を供給すべきを發表せしのみであつて、供給を受くべき必需品名を發表しない。必需品の範圍は廣き爲めに何が供給を受け何が拒絶さるかの標準を見出し得ず、外商銀行も對處し難い。而して外商銀行の賣出す爲替に就ては一時必需品性質を爭執した爲め平準會より取償することが出來ず、暫時供給の制限或は停止を行ふた。

(二)申請辦法に缺乏せしより輸入商は外商銀行に申請するに何種の手續を備具すべきや外商銀行側に毫も公佈せず、輸入商は其門に入るを得ずして黒市に向ふた。(三)外商銀行は黒市を忘情する能はず、一度沈黙したる後復た黒市賣買に参加した。元來上海黒市の背景は貿易商と外商銀行との合力支持に存するから、輸出入商の欲望を満足する能はず、又外商銀行の協助を獲得する能はされは一切の努力は徒勞無功である。輸入者の需要する所のものは外國爲替であるから、合法市場に於て充分なる供給を獲得する能はされば必然的に黒市場に向つて染指するを要する。外商銀行の的ふ所は利潤であるから、特別の關係なくば決して輕易に黒市より退出するものではない。二者が黒市の中堅份子であり亦た匯市を解決する重要な關鍵である」と説いて居る。首肯し得る點尠しとしないが、要は公定市場が狹隘であつて、法幣が外貨に替り得る機會が極度に削殺せられたる所に存する。

平準會は是等の情勢に鑑みテラー博士を上海に派して更に環境を研究調査せしめ、且麥加利及花旗銀行代表を邀請して八月末より平準會議を會催し、管理辦法の作成及外商銀行の合作促進に就て討議を重ねた結果、第二

5) 前掲、「平準管理下黒市何處去」、「申報」九月二十二日號。

次工作の具體案を得、第一に特許十四行をして九月八日より黒市爲替相場の公表を停止して公定相場のみを賣買とし、黒市より退出せしめ、第二に翌九日管理政策を具體化する「九月份特准經營外匯銀行試行辦法」(Tentative Program for Licensed and/or Authorised Banks—for September)を發表した。

右辦法に具體化せし補強對策は「既に試行と稱し、且九月份なる字様を冠するので、其臨時的性質たるを知るべきである。若し之を行ふて甚しき窒礙がなければ自ら試行期限を展長すべく、否らざれば則ち下月份は修改を要するやも知れない。本埠の複雑なる情形と特殊の環境とに應付する見地より自ら伸縮を預留せなければならぬ。以て實踐に利する譯である」と説かれし如く、當面の破局に對應する爲めの暫定的方策であつて、今後の改變を豫想せられるが、現段階に於ける法幣對策として仔細に検討するの要がある。今先づ其要綱を掲げると

(1) 清單(List)甲に記載せる主要輸入品(運送及保險費を含む)に關し、輸入商が未だ結匯せず或は消費者が尙未だ必要なる爲替を供給せざる場合には、平準會に申請し其認可を得れば攤派方法(quota)に依て爲替を供給する。

(2) 清單乙に記載せる其他の主要輸入品に關しては、申請の後認可を得れば爲替を供給する。

(3) (イ) 甲乙二清單及輸入禁止物品表に列入せられざる少額の輸入物品に關しては、平準會に於て爲替を供給するを得るが、一取引毎に二千弗又は五百磅を限度とする。

(ロ) 送金・旅費・保險費等の個人的所要に關しては平準會は相當數額を供給するを得るが、一人又は一家庭に付毎月二百弗又は五十磅を限度とする。

6) 王烈望,「平準會最近平準法蠡測」,「申報」九月十五日號。

(ハ) 各銀行は毎週前二項の取引の性質及數額を平準會に報告するを要する。

(4) 輸入禁止物品表に記載し、甲乙二清單に列載なき物品に關しては重慶政府の核准を得るに非れば爲替を供給しない。

(5) 九月内に期限到來し、尙未だ結匯せざる爲替手形に關しては、銀行及び輸入商の執有する外幣特種保證金 (specific margin) を除き爲替を供給する事が出来る。此種爲替の供給に就ては平準會に報告するを要する。

(6) 各銀行は祇だ公定相場に依てのみ結匯するを許され、直接間接其他の相場に依て爲替を賣買するを得ない。

(7) 各銀行の取得する外國爲替は公定相場に依て平準會に於て購買し、並に(1)(2)(3)項に特記の所要爲替と結售——相殺すべきものとする。是等取得の爲替及其結售情形を就ては各銀行に於て毎週平準會の各關係國籍委員又は指定委員に密報するを要する。

(8) 商人にして特准又は特許銀行より爲替を取得するものは、總ての輸出手形を是等銀行に售與しなければならない。若し商人にして此規定に遵はざるに於ては平準會は爲替の供給を拒絶する事が出来る。輸出入商人にして聯繫 (link) 取引を爲すものにも平準會は亦た爲替を供給しない。

(9) 商人に准給する一切の輸入爲替は均しく現款を以て換取し (for cash) 銀行が爲替を結售する以前に商人は必ず先づ船腹を取得し、並に輸出國に於ける輸出手續を辦安し置くを要し、取得する所の爲替が若し原定用途に用ひられざるに於ては一律に買入相場に照らして之を平準會に賣戻さなければならぬ。

(10) 各銀行は平準會に申請する爲替は、合法的商業 (genuine and legitimate business) に使用せらるゝものであり、且爲替は決して他より取得したるものに非ざる事を確認する責任を負はねばならない。

読み去り読み来ると第二次政策は第一次政策と核心に於て同巧であるが、更に貝象的且つ嚴密となれるを窺知し得るのである。而して機構の骨髄を成せるものを摘出すると第一は「限額攤派制」の採用であり、第二は爲替供給對象の限定であり、第三は公定相場強制と黒市抑壓とである。

既説の如く一定額の基金を以て増發止まる所を知らず、落潮從て滔々たる法幣の對外價値を支持せむとせば、其實効は別として従前の如き無差別爲替供給を繼續するを得ない。否らざれば基金は再び涸渴の運命を辿るは炳かである。「限額攤派制」を採用して當初より飭延ばし策に出でしは自然の筋途となる。業に限額供給なる以上種々の問題を産むが、就中重要なるは毎月供給する爲替總額を如何に核定するかである。九月分は差當り六百萬弗と決定せられ、十月分及十一月分も同額を踏襲する事となつた。中米平準基金は七千萬弗（支那側の二千萬弗は從來四行の所有せし爲替資金で相當部分擔保となつて居るとの説あるが姑く其儘とす）、中英平準基金は追加分五百萬磅——二千萬弗（當初の一千萬磅は底を拂つたものと做す）、合計九千萬弗を算するが、四月平準會成立後の爲替賣却高は一部で二千四百萬弗前後と推算せられ、之が當否は姑く論せずとするも、毎月六百萬弗を供給するとせば輸出爲替の獲得に依て基金を補充せざる限り、一年餘を支え得るに止まる。而も上海は固と國際的都市として例外なく連年入超を繰返へせる所であつて、之を本年初八ヶ月間の數字に徴するも輸入三四、三一一千磅、入超一五、四四七千磅を算する有様であるから、月額六百萬弗内外の供給にては著しく不足を生じ、勢ひ輸入を抑制するか、或は

黒市に爲替を求むるかの外なきに至るであらう。「銀行週報」誌が「試に問はん、滬埠人口衆くして五百萬を算せるに、得る所の數額は僅に此淺淺のみ、到底應用するに足らざる虞がある。而して平準會より結得する能はざる商品は又如何に處置せらるべきか。其結果は二途を出でない。或は此に因り消滅に趨くか、仍ほ黒市に追求するのみである⁸⁾」と説けるは肯綮に當て居る。孰れにするも基金の涸竭を遅延せしめる爲めには、限額供給は當然の理路であるが、上海經濟の基本的特質よりして法幣價值維護の目的よりは却て乖離する事となるのである。

次に爲替供給の對象としては當初重慶政府の「非常時期禁止進口物品辦法」を外廓として、必需品主義を採擇したのであるが、之が上海の實勢に吻合せず種々の問題を生じたので、必需品主義の内容を一層明確ならしめる爲めに「特許結匯進口物品」を附表に示し之を甲乙兩種に分類して夫々爲替供給量を割當てる事とした。即ち清單甲には米・烟葉・石油產品及石炭の四類を指定し、此類に對しては攤派制を採りて九月分は米百萬弗、烟葉七十五萬弗、石油產品九十萬弗、石炭百萬弗、合計三百六十五萬弗を割當て（十月分は多少の變更あり）、清單乙には棉・麻類・紗及綿・羊毛・鐵及銅釘・發電機・砂糖・麵粉・藥品其他多數商品を指定し、此類に對しては九月分通計二百三十五萬弗を割當てた。而して清單指定の品目は必ずしも重慶政府の禁止進口物品表と合致せず、上海の實情に照らして禁輸品の中にも若干指定せられたるものも存するのである。尙ほ右以外の一取引に付二千弗（五百磅）以内の少額の輸入並に個人的必要に對しても特に爲替を供給する事とした。斯の如く爲替を獲得する事が出来る輸入品は甲乙に列載のものに限られ、其以外のものは爲替の上より輸入不可能となりしのみならず、清單列載のものも爲替供給額に制限があるのであるから上海の對第三國輸入貿易は激減の外なく、上海經濟の自

8) 銀行週報，第二十五卷第三十六期。

由性・國際性は根本より震撼さるゝに至つたのである。

最後に公定相場強制と黒市場抑壓との推進に就ては、先づ特許銀行に公定相場以外の暗盤の發表を停止せしめ更に本辦法を以て公定相場に依る爲替の賣買のみを認めて手數料主義を強制し、其他の相場に依る賣買を禁止すると同時に、各銀行が平準會以外の源泉より取得する爲替は總て公定相場を以て委員會に於て購買し、前掲爲替供給對象に必要な爲替に對して *set off* せしめ、且此種爲替の取得及其 *set off* の情形に就ては毎週平準會に報告せしめて黒市場より退却を強制したのである。一方輸出爲替の方面に於ては重慶政府は夙に之が中國・交通兩行への集中政策を採つたが、上海の實情に在ては、輸出爲替を兩行に持參せずして之を自由市場に賣却して居るのである。重慶當局は此に鑑み「凡そ貨物を其他の口岸より上海へ轉運して輸出する場合には原輸出口岸に於て先づ爲替を賣却する」を要する事としたが、所詮空念佛に了るべきのみならず「上海本地の貨物の輸出爲替に關しては終始彌補する方法がない」。仍て平準會は各關係銀行の合作の下に銀行より爲替の供給を受くる輸入商は其取扱ふ輸出手形を公定相場を以て是等銀行に售與するを要し、若し是に従はざる時は平準會に於て爾後爲替供給を停止する事として基金補充の爲めの輸出爲替の特許銀行集中促進と自由市場 (Open Market) に於ける自由相場 (Open rate) —— 従前の市場相場にして暗盤と稱せられしもの —— の絶滅を期したのである。

尙平準會の爲替供給は既説の如く當初は必需品のみを對象として無差別主義を放棄したので、輸入業者は輸入品の詳細を填具せる爲替申請書を取引銀行たる特許銀行に提出し、該銀行は末尾に「若し平準會に於て此處に述べらる所の輸入品と該申請書中述べらる所のものと合致せざるを發現せば弊行は輸入品に供給する爲めに平準會より

得る爲替は購入時の相場に依りて全額を平準會に賣戻すべし」との賣戻保證を附して平準會に轉遞したのであるが、九月三日より様式に變更を加へて「向平準會請給所需外匯申請書」とし、輸入品の詳細、所要爲替の内容等を填具せしめたる後に「弊行は所知所信を竭して上邊各項が完全に眞實なるを證明する。弊行は平準會が必需と爲す書面證據を同會に提出すべく、此處に述ぶる所の誤なきを保證する」との保證文言（賣戻保證は廢止）を附して平準會に差出す事とした。其後更に之を修正加嚴して「進口商人向特准或持有特種照會銀行申請外匯以便購買平準會准許進口商品之申請書」とし、是に輸入商品に關する明細・原價・輸出國・註文者製造者及取引關係人の詳細・支拂條件・消費地・用途・到着豫定日・船舶及運送會社・其他關係事項を記載せしめ、最後に銀行の保證文言を附記せしめる事として供給爲替は合法商業に使用するものなるを確認せしめ、輸入商人の囤積居奇其他の投機的行爲の防止を企圖した。以て申請手續の煩瑣なるを知るべきである。

六 平準工作の實績

法幣の對外價值を支持する二本の大黒柱は、英米兩國の平準外匯基金であるから、其成立後の動靜に就ては注目せられたのであるが、米英等の對日支資産凍結を契機として平準委員會は愈出動を見るに至つた。而して其平準工作は英國單獨支持の場合と根本的に相異して凍結令に基く「一般的特許」の枠内に公定市場を設定せるを核心とした。即ち

(1) 米國は英・米・ソ聯及蘭系十四行及中國・交通・農民三行に「一般的特許」を發給して、是等諸國と支那

との間の合法貿易に金融を附與するを特許したので平準委員會は是等特許銀行に對してのみ所要の爲替を供給する事とし、平準會→特許銀行→合法輸入業者の系統に於て公定市場を形成した。

(2) 合法輸入の列に入る商品は甲乙二類の清單に記載せるものに限定せられ（少額輸入を除く）而も是等に對しても限額攤派の制度を採り、差當り供給總量を月六百萬弗に核定して無差別無制限の供給を排した。

(3) 供給相場は對英三片三十二分の五、對米五弗十六分の五（九月十八日より此分のみ五弗三十二分の九に改定）と公定し、銀行には各三十二分の一の手數料（佣金）を與へ、同時に是等の自由市場——黒市への出入を禁止して自由市場の絶滅を企圖した。

然れど資産凍結てふ舞臺の轉回を見ながら、平準會は情形の調査檢討に荏苒日を曠くし、數週の間具體的の對策を示さなかつたので、人心不安・先行悲觀に市場は忽ち混亂を呈して法幣相場は崩落街道を邁進し、換物運動擡頭して物價は高漲度を失するに至つた。此情勢に刺戟せられて平準會は愈平準工作に乗出し、公定相場を武器として頹勢を支持せむとしたが、必需品主義を固持して無差別供給を排除したのみならず、明確なる具體的の辦法が闕如して居つたので、環境の悪化を匡救する事が出來ず、當時の實際相場よりも高位の水準を公定して寛容の態度を示したるに拘らず、落潮依然たるものがあり、各種商品の買漁りは勿論、日本物資に裏付けられたる軍票並に米國銀行券への逃避盛行し、後者は一千萬—三千萬弗と註せらるゝに至つた。

茲に於て平準會は第二段の工作として爲替供給對象を甲乙二類に限定し、是等に對して毎月六百萬弗を供給すると同時に、公定相場の強行、黒市の抑壓を企圖したが、限額攤派制は過去の失敗に懲りて基金の涸渇を出來る

限り防遏する當然の措置なりとするも、上海經濟の實勢に適應せず、六百萬弗の供給量は所詮市場所需のものと相
 距る遠きが故に、輸入商が自制的に輸入を制限し、輸出者が積極的に輸出爲替の特許銀行に供給するに非れば不
 足の輸入爲替は之を黒市に求むるの外はない。英米側に於て輸出入貿易を管理する事が不可能であり、輸入業者
 の自制、輸出業者の公定市場に向ての輸出爲替賣却共に庶幾し難き現情に在ては、平準會の供給する以外の輸入
 爲替は自由市場に出現する輸出爲替の買取に倚賴する外ない。自由市場に於ける輸入業者の輸出爲替買取——輸
 入輸出の物々交換に適かき取引の行はれつゝあるは是が爲めである。又上海市場は巨額の入超を繰返へすを特色
 とするのであるから、自由市場に出現する輸出爲替に依る輸入爲替の獲得にも自ら限度があり、結局輸入の減退
 を餘儀なくせらるゝ。従て物資の不足は自ら其度を加へ、換物運動の累進、物價の暴騰は避け難き趨勢であるか
 ら、法幣の慘落は必至の運命にあるのであつて、平準會が公定相場強行策を採りし以後に於ても

	對 英	對 米
九月十日	二片八五九三七五	四弗八四三七五
二十二日	二片八一二二五	四弗六八七五
三十日	二片八一二二五	四弗六二二五
十月七日	二片六二二五	四弗三七五
十一日	二片二二五	四弗
十三日	二片一八七五	三弗六二二五
十八日	二片二二五	三弗八七五

の如き慘狀を呈して居るのである。

平準會の平準政策が公定相場を中心とする以上、問題は公定相場の維持——自由相場の消滅が果して可能なりや否やの一點に係る事となるのであるが、限局せられたる枠内に在る公定市場に限額攤派の方法にて爲替を供給する仕組に於ては、到底其目的を達し得ざるは柄かである。支那論客も「絶対に上海の爲替需要を満足し、從て上海の黒市匯價を穩定する事は不可能である。蓋し若し無制限に黒市に供給するとせば、入超に窮りなく、基金に限りあるから、早晚筋勞力竭の程度に到達すべく、若し嚴格なる申請を經過するを要し、容易に比較的高位の相場を以て市場に供給するを肯ぜずとせば、一般の平準會より爲替を得る能はざるものは必ずや市場に向はざるを得ないからである」と説いて居る。

鉅額の輸入と入超に對して限定せられたる爲替の供給を以てするのであるから、本來均衡を失せる上に、法幣の増發は停止する所を知らずして外貨と兌換し得る部分は縮小せられ、物資の輸入は一段と減退するのであるから物價の奔騰は必然であり、法幣の對外價値は更に低落すべき運命にあるのである。平準會の工作は現状失敗に了つたものと做すべく、其根本的建直を行はざる限り所詮大廈の倒壊を支え得ないであらう。「金融商業週報」が此點に關して次の如く説明せるは耳を藉すに足るものである。

「一般の利害關係よりせば、公定相場は存在せざるに等しく、何人も是に注意を拂はない。金塊が一八、〇〇〇元を唱へ、米國一弗銀行券が三十六元に達せる際に公定相場は用を爲さないものである。平準會は此事實に對して眼を閉ぢ、自由市場は存在すべからずと宣した。街路上の人より觀れば平準會は業に *back-number* と化り、今や總崩れ (*saurye qui peurt*) の貌である。

や市場は全く人爲的のもので、範圍は限局せられ、主として不當なる先行不安が左右して居る。蓋し當分法幣の一般的捌け口がなく、壞滅の運命に在りとの見解が根強いからである。斯くして從來の意味に於ける爲替市場は消滅し、混沌状態が是に代つた。

元來上海の如き國際的都市にして何人と雖も *sovereign rights* を行使し得ない所に在りて少數特許銀行の援助の下に自由市場取引を終熄せしめむとする事は極めて困難である。地方市場に精通せる金融専門家が慎重なる態度を採りて法幣信用の毀損を回避すべく萬全の態度を採れる際に、平準會は最高不可侵の統制權を把持せるが如き振舞を爲し、單に指令を出して之が絶対服従を強ゆる以外に何等爲す所を知らないのである。

第一の失策は行動の遲延であつた。凍結が實施されると法幣は自動的に從來の支柱の一部を剝奪されたのであるから平準會は同時に合法貿易に必要な爲替を供給すべき旨を宣すべきであつた。然るに當分何等の行動に出でずして、法幣は低落した。其後不必要に寛大なる態度に出で、實際相場よりも良好なる公定相場を發表したが、需給關係よりせば此相場は維持困難なりとの見解が産まれた。且當時公定相場を以て幾何の爲替を供給するや、殊に公定相場出現前に注文の商品に對して爲替を供給するや否や不明であつたので、供給は少額に止まり、且其大部分は米・棉其他主要商品に利用せらるゝならむとの見解が強くなり、逐次到來する商品に對する爲替を獲得する爲めに從來以上に自由市場が利用された。

通貨安定工作は通貨價值の不當なる變動を防止せむとする時には全く秘密裡に行はるゝを要するが、平準會が上海市場に介入したる際は事情が全然異り、賣買の均衡を求むる事は望み得ざる所であつた。而して其主たる目

的は金融上よりも國際政局の緊迫に當面して信用を維持するに存したから、政策の公然明瞭なる發表が極めて有利であつた。然れど斯の如きは *orthodox* であるから平準會中一人として此舉に出でんとするものも無かつた。斯くして遅延が混亂と不安とに伴はれ、安全の側に立つ人々は換物に走り、物價は上昇したのである。平準會は健全にして有用なる目的を達し得べかりしに逆に其最も忌避せむと希望せし一事のみを成就した觀がある¹⁰⁾。

要するに平準會は限定されたる基金を擁して、増發底止する所を知らず落潮洶々たりし法幣の對外價値を維護せむとするのであるから、本來庶幾の目的を到達する事が至難であり、當面實効を穡めむとせば驪て基金が底を拂ふに至るのである。加ふるに國際政局の緊迫を孕む資産凍結てふ重大局面に逢着して環境の激變に對處する機宜の措置に出で得なかつたので、人心不安・市場混亂を招來して公定相場を他所に法幣は慘落を續け物價は急騰した。仍て英米及重慶側代表は數次香港に於て財政經濟會議を開催し、當面の對策を鳩首討議したが、新たる局面展開に關する具體策を見出し得ず、法幣維護の空念佛を繰返へすに過ぎざる状態である。現状を以て進むに於ては平準會の工作は所詮實効を穡め得ず、物價の奔騰、法幣の慘落が依然其勢を續けるのは柄かである。¹¹⁾「上海は一個國際矛盾の總匯所であり、其前途は大部分此後の遠東政治局面の如何に演變するかに因て決定せらる」と謂はるゝ如く國際政局の進展如何に依て法幣對外價値は終止符を打たれるべき運命に在りと言ふを得るであらう。之が對策殊に新法幣政策の樹立は當面の重要題目である。

七 重慶政府の對策

叙上の如き平準會の工作に呼應協働して重慶政府も亦た二三の方策を採擇した。勿論是等は法幣價値維護に直

10) "Finance & Commerce" 十月二十九日號。

11) 吳承禧，前掲論文。

接寄與せざるものであるが、左に其梗概を簡説するであらう。

(甲) 外匯管理委員會の設立

去る八月十一日、國民政府宣傳部長王世杰は中外記者招待席上に於て、英米資産凍結の引起する問題に關し談話を發表して曰く、「英米の凍結後中國に在て引起する問題は頗る多いが、最も重要なるは(イ)正當の輸出入貿易の必要とする資金及便利を如何にして供給するか、(ロ)華僑送金を如何にして吸收するか、(ハ)中國外匯管理機關は如何にして充實運用すべきか、(ニ)法幣の對外相場を如何にして維持し、其安定を保持せしむるかの四者である。第一の問題に關しては中國政府四行及英米の在支銀行が均しく特許を領有し、其在外資金及便利を運用し得るが故に正當輸出入貿易を營む商人の事業は繼續進行せしむる事が出来る。第二の問題に關しては過去の僑胞送金回國は中外銀行に於て承辦し、相場一ならず集中亦た容易ならざりしが、今後は財政部に於て英米爲替管理當局と商洽し、中央銀行をして統籌の責任を負はしめ同行に於て海外承匯機關に委託して辦理せしめる。第三の問題に關しては政府は已に原有の財政部外匯審核委員會を擴大し、其人選を充實し、其職權を加重し、以て全部の輸出入爲替の審核を爲さしめ、且被凍結資金の解封を行ふ處理機關とする。業務の執行に至ては中央銀行に交由辦理せしめ、並に隨時英米爲替管理當局と極めて密切の聯繫を保持し、爲替管理を嚴密の境に臻らしめ被凍結資金亦た走漏の虞なきを得るを庶ふ。第四の問題に關しては、已に外匯平準基金委員會に於て基金を運用し、切實に管理すると共に日本側の套取を防止しつゝあり……」と。

右の中、注意を要するは既存の外匯審核委員會を擴充改組する事であつて、九月一日外匯管理委員會が成立した。其組織大綱を檢すると、

(1) 國民政府は外匯の管理事項の爲めに外匯管理委員會を設立する。

(2) 委員會の職掌は外匯管理政策の審訂、外匯購買申請の審核、輸出貨物結匯の處理、華僑送金及其他送金の指導、國外凍結資金の處理、國外借款用途の支配、金銀收集の籌劃督促、外匯管理の調査研究等汎く輸出爲替其他爲替關係事項を集中辦理するものであつて、前身たる外匯審核委員會よりも遙かに廣汎なる職能を有する。

(3) 管理委員會に委員十一人乃至十五人を設け、國民政府に於て之を派充する。

委員長一人、財政部長に於て兼任する。

常務委員五人乃至七人、委員中より指派する。

委員長に孔祥熙、常務委員に陳光甫・俞鴻鈞・陳行・貝淦霖・席德懋の五名、委員に吳鐵城・王世杰・張伯苓・徐堪・賀耀組・蔣廷黻・顧朝暉・宋漢章・錢新之・郭金坤の十名が任命された。

(4) 委員會に左の四處を設け分擔辦事せしむ。

(イ) 第一處 購買外匯申請の審査事項

(ロ) 第二處 輸出貨物結匯の處理、華僑送金及其他爲替の指導並に金銀收集の籌劃督促の事項

(ハ) 第三處 國外凍結資金の處理又國外借款用途の支配等の事項

(ニ) 第四處 文書收發、印信典守、人事考核、會計、庶務其他各處に屬せざる事項

(5) 委員會は必要の時に國內適當の地點に辦事處を、國外に通訊處を設くる事が出来る。

(6) 毎週一回常務委員會を舉行し、毎月一回全體委員會を開き、必要の時に全體委員臨時會を召開する事が出

來る。

而して一般の輸入爲替は平準會に於て供給するが故に、管理委員會は政府各機關の所要外匯を供給するに止まり、「政府各機關及事業機關が爲替を請購する場合には本會頒布の請購外匯須知規定手續に依照して辦理すべく、事業機關とは國營公營事業機關及官商合辦の工商事業並に一切の公用事業を指す。一般民營工廠・商店及私人が必要とする外匯は平準基金委員に申請」するのである。

(乙) 輸入禁止條例及輸出爲替集中條例の改訂

九月一日「非常時期禁止進口物品辦法」及是に關係ある三辦法並に「出口貨物結匯領取匯價差額辦法」及是に關係ある二辦法を廢止して「修正非常時期禁止進口物品辦法」及「應結外匯出口貨物結匯報運辦法」を制定して平準會の工作と協力併行せしむる事とした。前者は原辦法に改訂を施し、禁止物品に變更を加へたものであり、後者は蛋品・羽毛・腸衣・皮革・皮毛・染料・藥材・油臘・子仁・木材・絲繭・麻の十二類を應結外匯貨物に指定し、其輸出爲替を中國又は交通銀行に賣却せしめ、法定相場と銀行公表相場（從來の商業相場）との差額を給與するのであつて、骨子は從來と異らな¹²⁾。

(丙) 商業匯率の廢止

重慶政府は表面一志二片半の法定相場を固執するの欺瞞策を採り、實際相場との軒輕に依る商人の損失を補償する爲めに別に中國・交通兩行に商業相場（四片半）なるものを發表せしめたが、平準會の公定相場主義に呼應する爲め、十月一日より商業相場を廢止した。茲に於て法幣の對外相場は法定相場・公定相場及暗相場の三種となつたのである。

(昭和十六年十一月三日)

12) 拙稿、「重慶政府の輸出爲替集中政策」『國民經濟雜誌』第六十九卷第五號。